

医療のひつ迫と感染の拡大を防ぐ取組

北海道におけるBA.5対策強化宣言

取組期間 令和4年9月1日～30日

医療のひつ迫を防ぎ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、
基本的な感染防止行動の徹底や事業継続に向けた取組を実践しましょう。

道 民 基本的な感染防止行動(3つの行動)の徹底と ワクチン接種の促進

日常生活

- ・三密回避、人との距離確保、手指消毒、マスク着用、換気を徹底
- ・高齢者や基礎疾患のある方、そうした方々と会う方の**双方**が基本的な感染防止行動を徹底

飲食

- ・短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時は**マスクを着用**

検査

- ・感染に不安を感じる時は、ワクチン接種の有無にかかわらず、**検査を受ける**
(無症状の方に限ります。)
- ・発熱等の症状がある場合は、**外出や移動を控え、医療機関を受診**

(北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターや北海道陽性者登録センター(症状が軽い方)の活用をご検討ください)

ワクチン 特に高齢者や若年層の方は積極的な接種のご検討を

事業者 社会経済活動の維持に向けた事業継続の取組

- ・事業継続計画(BCP)の策定、点検
- ・道の事業展開※を通じた事業者と利用者双方による感染拡大防止の取組の普及・定着 ※「どうみん割」、「ほっかいどう認証店応援クーポン」、「ぐるっと北海道・公共交通利用促進キャンペーン」

北海道 保健・医療提供体制の充実・確保

- ・有症状の方への検査キットの配布、陽性者登録を行う「北海道陽性者登録センター」を早期に全道展開
- ・無料検査の実施期間延長(9月末まで)と事業所の拡大など検査体制の充実